

# 厚生財団

財団法人 新潟県教職員厚生財団 TEL.025(228)3581  
 〒951-8516 新潟市東中通1-86 FAX.025(224)8830  
 URL http://www.koseizaidan.or.jp  
 E-mail info@koseizaidan.or.jp

## KOSEIZ Aidan

### 新潟県の文化財シリーズ

綾子舞は、柏崎市街地から南へ16km離れた鶴川・大字女谷の二つの集落（たかんだ・しもの高原田・下野）に約500年前から伝承されてきた古雅な芸能です。

綾子舞は女性によって踊られる小歌踊と、男性による囃子舞、狂言の三種類からなっています。

地元に伝わる由来には、越後守護上杉房能の奥方綾子の方が伝えたとする説と京都北野神社の巫女文子の舞ったものが伝えられたとする説があります。

新しい年を迎え、団員の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

昨年の日本経済は、イラク戦争と戦後の復興支援参加をめぐって揺れ動く中、デフレ不況がつづき、教職員の給与カットや年金支給延伸など、厳しい現実と直面してきました。

しかし、低迷していた株価や企業業績にも回復の兆しが見えはじめ、本格的な景気回復への期待も膨らみかけてきたように思います。

財団運営も、厳しい不況の影響を受けてまいりましたが、団員の皆様のご理解とご協力のおかげで、抜本改革を伴った貸付事業をはじめ、各事業とも計画どおり実施できました。

特に、財団の創立90周年を迎え、盛大な記念式典を挙行すると共に、団員の皆様全員に記念品を差し上げる事もできました。

役職員一同、気持ちを新たにして、より安定した財団経営と教職員の福利厚生事業の充実に努めてまいりたいと思います。

団員の皆様の一層のご支援をお願い申し上げます。



国の重要無形民俗文化財「綾子舞」

文 柏崎支部長 加茂川 義靖 様  
 第二中学校長  
 写真提供 柏崎市市民生活部市民活動支援課  
 広報広聴係

## 公益事業の推進

# 新潟県民のための教育・文化活動

厚生財団は、県内教職員の福利厚生事業だけでなく、公益活動として、県民のための教育・文化活動を実施しています。実施の主体は厚生財団各支部です。

実施される教育・文化活動には、申請により財団から経費の助成を行っています。

毎年度各支部1回で10万円が限度です。

今年度は、38支部のうち25支部から助成申請がありました。

### 平成15年11月末までの事業実施状況

- 1 講演会 ..... 20支部
- 2 音楽会 ..... 2支部
- 3 演劇鑑賞会 ..... 2支部
- 4 美術展 ..... 1支部



講演会 講師 松平定知

小千谷支部「生涯学習フェスティバル」  
参加者 600名



グループ発表 小千谷中学校吹奏楽部

# 年度末に退職される皆様へ

**退団の手続き** 「厚生資金積立金払戻請求書」を提出してください。これだけで退団手続きは完了です。払戻請求書は2月1日付けで各所属所へ送付します。

**請求書の提出期限** 遅くとも**3月31日**までにご提出ください。

**積立金の払い戻し** 現職時に積み立てた厚生資金積立金を4月30日(金)にご指定の口座に振り込みます。

**各種貸付金の清算** 厚生資金積立金から貸付残金を清算します。不足が生じた場合は、4月20日頃ご本人に不足額を通知しますので、お払い込みください。

**生命保険の取扱い** 各種生命保険は、今までどおり厚生財団扱いで継続できます。グループ保険は、新学協の継続組合員であることが、加入の要件となります。  
教職員年金は、一時金の請求になります。(50歳以上の方は継続可能) 4月～7月分の保険料は積立金からお預かりします。8月分以降の保険料は登録口座からの自動振替となります。( 手続書類は4月下旬に本人に送ります。)

**特別厚生費について** 退団後3か月以内に結婚(入籍)されたときは、結婚祝金を贈与します。

## 継続団員制度について

退職後も継続して団員になることができます。

- 加入資格** 25年以上厚生財団に加入し、退職後も新潟県内に居住される方。
- 積立金** 当初に130万円以上を積み立てていただきます。
- 加入手続き** 「厚生資金積立金払戻請求書」と「継続団員申込書」を一緒に提出してください。
- 申込締切日** 4月1日(厳守)です。
- 特典** 普通厚生費と特別厚生費を贈与します。  
継続団員連絡会にご招待します。(往復交通費支給)  
生活資金貸付金をご利用いただけます。(積立金の範囲内)  
総合健診・肺がん検診・大腸がん検診等のあっせんと補助金を贈与します。
- 団員数** 2,837名(11月末現在) 15年度新加入者 173名

# ホームページをご利用ください

URL <http://www.koseizaidan.or.jp>



平成15年1月に財団ホームページを開設いたしました。ご覧いただけましたでしょうか。

厚生財団の事業案内を始め、寄付行為、予算・決算の報告、その他書式集などが掲載されています。

借用証書や特別厚生費の請求用紙など、必要書類はダウンロードできます。

## 書式集

COLLECTION OF FORMS

### 寄付行為施行細則に関する書式

<a href="#">入団申込書</a>
<a href="#">継続団員申込書</a>
<a href="#">厚生資金積立金払戻請求書</a>
<a href="#">厚生資金積立金払戻・弔慰金請求書</a>
<a href="#">育児休業期間中の積立金中止届</a>
<a href="#">病氣休養期間中の積立金中止届</a>
<a href="#">介護休養期間中の積立金中止届</a>
<a href="#">改姓・改名届</a>

### 特別厚生費贈与規程に関する書式

<a href="#">災害見舞金請求書</a>
<a href="#">病氣見舞金請求書</a>
<a href="#">産付祝い請求書</a>
<a href="#">結婚祝い請求書</a>
<a href="#">就学祝い請求書</a>
<a href="#">出生祝い請求書</a>
<a href="#">出産見舞金請求書</a>

### 特別厚生費の請求はお済みですか

平成15年度に小学校に入学されたお子さんがいたら就学祝金の請求をお忘れなく!!  
その他の特別厚生費の請求についても事由発生から1年以内となっています。もう一度確認してください。

### 貸付金をご利用になるときは

完備された書類をダウンロードして、ご提出ください。  
借用手続きに必要な書類は  
借受申込書  
借用証書  
添付書類（生活貸付、災害貸付は不要）

### 各種資金貸付金規程に関する書式

<a href="#">一般貸付借受申込書</a>		
<a href="#">住宅・宅地資金借入申込書</a>		
<a href="#">生活資金借用証書（現職団員）</a>	<a href="#">説明要項と返済月額表</a>	記入例
<a href="#">自動車資金借用証書</a>	<a href="#">説明要項と返済月額表</a>	
<a href="#">結婚資金借用証書</a>	<a href="#">説明要項と返済月額表</a>	
<a href="#">入学資金借用証書</a>	<a href="#">説明要項と返済月額表</a>	
<a href="#">学資金借用証書</a>	<a href="#">説明要項と返済月額表</a>	記入例
<a href="#">災害資金借用証書</a>	<a href="#">説明要項と返済月額表</a>	
<a href="#">住宅・宅地資金借用証書</a>	<a href="#">説明要項と返済月額表</a>	



（生活資金借用の場合）